した前年の三月一日からその年の二月末日までの当該市町村のゴルフ場（その年の三月三十一日までに廃止されたものを除く。）ごとの延利用者数の一日当たりの数（当該ゴルフ場が二以上の市町村の区域にまたがつて所在する場合には、当該ゴルフ場の総面積に対する当該市町村に係る当該ゴルフ場の面積の割合によつて按分した数とし、一人未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に〇・九八二を乗じて得た数（一人未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た額の合算額とする。

（自動車取得税交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の六　自動車取得税交付金の基準額は、指定都市にあつては地方税法第百四十三条第一項に係るもの（以下「市町村道分」という。）及び同法同条第二項に係るもの（以下「国府県道分」という。）ごとに第一号に定める方法によつて算定した額の合算額とし、指定都市以外の市町村にあつては第二号に定める方法によつて市町村ごとに算定した額とする。

一　指定都市の基準額

算式

（A × B）× 0.75

算式の符号

A　前年度中に自動車取得税交付金として当該指定都市に対して交付された額のうち市町村道分の額又は国府県道分の額

B　次の算式によつて算定した自動車取得税交付金の指定都市別の市町村道分又は国府県道分ごとの伸び率（算定の過程及び当該伸び率に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$\sqrt{(a／b)} \times 0.7172$

［略］

二　指定都市以外の市町村の基準額

算式

（A × B）× 0.75

算式の符号

A　前年度中に自動車取得税交付金として当該市町村に対して交付された額

B　次の算式によつて算定した自動車取得税交付金の伸び率（算定の過程及び当該伸び率に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$\sqrt{(a／b)} \times 0.7172$

［略］

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法）

第三十九条　地方揮発油譲与税の基準税額は、指定都市にあつては第一号及び第二号に定める額の合算額とし、指定都市以外の市町村にあつては第一号に定める額とする。

一　地方揮発油譲与税法第四条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第三条に係る額の合算額に〇・九七三を乗じて得た額

した前年の三月一日からその年の二月末日までの当該市町村のゴルフ場（その年の三月三十一日までに廃止されたものを除く。）ごとの延利用者数の一日当たりの数（当該ゴルフ場が二以上の市町村の区域にまたがつて所在する場合には、当該ゴルフ場の総面積に対する当該市町村に係る当該ゴルフ場の面積の割合によつて按分した数とし、一人未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に〇・九五〇を乗じて得た数（一人未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た額の合算額とする。

（自動車取得税交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の六　自動車取得税交付金の基準額は、指定都市にあつては地方税法第百四十三条第一項に係るもの（以下「市町村道分」という。）及び同法同条第二項に係るもの（以下「国府県道分」という。）ごとに第一号に定める方法によつて算定した額の合算額とし、指定都市以外の市町村にあつては第二号に定める方法によつて市町村ごとに算定した額とする。

一　指定都市の基準額

算式

（A × B）× 0.75

算式の符号

A　前年度中に自動車取得税交付金として当該指定都市に対して交付された額のうち市町村道分の額又は国府県道分の額

B　次の算式によつて算定した自動車取得税交付金の指定都市別の市町村道分又は国府県道分ごとの伸び率（算定の過程及び当該伸び率に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$\sqrt{(a／b)} \times 0.7088$

［同左］

二　指定都市以外の市町村の基準額

算式

（A × B）× 0.75

算式の符号

A　前年度中に自動車取得税交付金として当該市町村に対して交付された額

B　次の算式によつて算定した自動車取得税交付金の伸び率（算定の過程及び当該伸び率に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$\sqrt{(a／b)} \times 0.7088$

［同左］

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法）

第三十九条　地方揮発油譲与税の基準税額は、指定都市にあつては第一号及び第二号に定める額の合算額とし、指定都市以外の市町村にあつては第一号に定める額とする。

一　地方揮発油譲与税法第四条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第三条に係る額の合算額に〇・九八一を乗じて得た額